

# 横浜市スポーツ医科学センター「スポーツ教室」会則

制 定：2003年4月1日

最近改正：2023年2月15日

(本会則について)

第1条 本会則によって定める条項は、横浜市スポーツ医科学センター（以下「センター」という。）の各種スポーツ教室（以下「本教室」という。）に適用されるものです。

2 会員は、本教室に参加する都度、本教室において提供される情報、注意事項などを確認するものとします。また、本会則の全ての記載内容について同意することにより、会員は本教室に参加することができます。

3 会員または会員になろうとする者が18歳未満の場合、会員の法定代理人の同意を得たうえで、本教室に参加するものとします。

(運営・管理)

第2条 本教室の管理運営は、センターの指定管理者である公益財団法人横浜市スポーツ協会が行うものとします。

(本会則等の変更)

第3条 センターは、センターが必要と判断する場合、あらかじめ会員に通知することなく本会則を変更できるものとします。

2 会員は、センターが修正後の本会則をセンターが運営するホームページに掲載するか、またはその他の方法により会員に修正後の本会則を伝達した後に本教室に参加し続けた場合、修正後の本会則に同意したこととします。会員が、修正後の本会則に同意しない場合は、会員資格を失効し、本教室の参加を継続することはできません。

(目的)

第4条 本教室はスポーツ版人間ドック（以下「SPS」という。）受診後の健康の維持増進、スポーツ活動の普及振興に寄与することを目的とします。

(会員資格条件)

第5条 当教室はすべて会員制とします。入会される方は本教室の目的を理解し、以下の各項の全てに該当する、本会則及び選手規約、施設利用規則それぞれを遵守いただける方とします。

(1) SPSを1年毎に受診し、運動の禁忌となる疾病がないと診断された方。

(2) 疾病に伴う症状や感染症のおそれにより、医師から運動することを禁止または制限されていない方。

(3) 本教室の入会資格審査手続きにより、入会承認を得た方。

(4) 18歳未満の者で、法定代理人の同意を得た方。

2 16歳以上の会員はSPSを毎年切れ間なく受診する必要があります。ただし、15歳以下の会員についてはその限りではありません。（法定代理人の確認をもって健康状態を確認します。）

(入会手続き)

第6条 本教室に入会を希望する方は、総合受付で所定の入会申込手続きを行い、承認を得なければなりません。

2 センターは、第5条における会員資格条件に則り、入会承認の判断を行います。

(会員の区分)

第7条 本教室の会員の区分は次のとおりとします。

幼児コース・・・体操は、3歳以上未就学児の方

水泳は、年少以上未就学児の方（オムツ不可）

児童コース・・・小学校1年生から中学校3年生までの方

成人フォローコース・・・16歳以上の方

水泳・体操選手コース・・・スポーツ教室指導員による能力審査で選手コース入会を認められた方

(参加料)

第8条 本教室の月会費は月謝制とします。また、口座振替制とし、入会に際して必ず月会費を納付いただける口座をご登録いただきます。口座振替は授業開始3ヶ月目より開始し、入会時に総合受付にて、その前月(教室開始2ヶ月目)までの月会費と年度分保険料を現金で納入していただきます。

(参加回数・制限)

第9条 通常の教室において、会員1名あたりの参加申込は週3回までを上限とします。ただし、選手コース在籍者においては選手コースに加え週2回までを上限とします。

2 選手コースを除き、各教室は曜日毎に年間47回を基準として実施します。月により開催回数が異なる可能性があります。

(その他費用の負担)

第10条 次の費用は教室参加料とは別に会員の自己負担とします。

- (1) 通常の教室以外に開催される事業参加にかかる費用(短期教室、イベント等)
- (2) 選手登録などにかかる費用(各都道府県、各競技団体への登録など)
- (3) 合宿などにかかる費用(宿泊費・交通費・食事代・保険料など)
- (4) 競技会などにかかる費用(大会参加費・宿泊費・交通費・食事代・保険料・ユニフォーム代など)
- (5) センター以外での練習等、活動にかかる費用
- (6) その他、会員が練習に使用するもの

(費用の返還及び繰越)

第11条 原則、お支払いいただいた参加料及び諸費用はいかなる場合でも会員都合による返還及び参加費の繰越はいたしません。また、本会則第18条に則り会員資格を失効又は一時停止された場合であっても同様とします。

(休会)

第12条 総合受付で希望する前月の所定日までにお手続きいただくと、1ヶ月単位で休会することができます。(お電話ではお受けできません)

その際、会員資格の継続のため所定の休会料を現金にていただきます。

休会は参加コースごとに原則として最長3ヶ月まで、4ヶ月目の休会は退会となります。

(退会)

第13条 退会する場合は、退会希望月の前月の所定日まで総合受付に退会届出書をご提出ください。(お電話ではお受けできません。)

(コース変更及び追加・削減)

第14条 本人の都合によるクラス(曜日・時間)の変更(追加・削減)は、月単位に限り、事前のお手続きを前提として承ります。ただし、クラス定員等の都合により、ご希望に添えない場合もあります。変更(追加・削除)については、所定の変更手数料が必要です。

(休講日)

第15条 本教室の定める休講日は次のとおりです。

- プール水抜き施設点検(12月第4週)
- 12月29日から1月3日(年末年始休講日)
- 気象条件の悪化(台風・大雪等の警報発令時)による臨時休講日
- 施設の整備改修工事、計画停電等の影響による臨時休講日

(教室に関する通知)

第 16 条 臨時休講等、教室に関連する諸連絡については、『マチコミ』メール及び当センターの運営するホームページで通知するものとし、会員自らで確認してください。これにより、全ての会員はその通知を受けたものとみなします。ただし、重要事項に関する通知は個別に通知を行う場合があります。

2 「マチコミ」への未登録、年度更新手続き未完了やセンターの運営するホームページの情報未確認により会員が受けた被害に対してセンターは一切責任を負いません。ただし、センターに瑕疵または重大な過失があった場合には、この限りではありません。

(会員資格の失効等)

第 17 条 センターは会員が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員資格の失効、または一時停止をすることがあります。

- (1) 本会則及び施設利用規則等で定める諸規則に違反した場合。
- (2) 本教室の名誉と信用を著しく傷つけ、または秩序を乱した場合。
- (3) 本教室の会員としてふさわしくない行為をした場合。
- (4) 参加費等の支払いを怠った場合。
- (5) センターの施設を故意に破損した場合。
- (6) 第 5 条の各号のいずれかに該当しなくなった場合、または第 5 条の規定を詐称した入会が判明した場合。
- (7) 前各号の他、センターが本教室の会員としてふさわしくないと認めた場合。
- (8) 会員が死亡した場合。
- (9) 退会した場合。

(会員の事故)

第 18 条 本教室では、会員が施設の利用中に生じた盗難、傷害、自損等の人的物的事故について一切の責任を負いません。ただし、施設に瑕疵または重大な過失があった場合は、この限りではありません。

2 会員は本教室の参加に際し、自己またはその構成員の責に帰すべき事由により、本教室会員または第三者に対して損害を与えた場合や施設に損害を与えた場合は、賠償責任を負うものとします。

(取材・撮影)

第 19 条 スポーツの振興やスポーツ医科学の研究として取材や撮影が入ることに同意しない場合、写りこまないよう教室の内容を一部変更するものとします。

(個人情報の保護)

第 20 条 本教室における個人情報の取扱いは、「横浜市スポーツ医科学センターにおける個人情報の取扱いについて」を遵守して、適正に行います。

附 則

2023 年度の入会及び継続更新から適用します。